当事業所は、ご利用者に対して通所型サービス（現行相当サービス）を提供します。事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆　　目　次　　◆◇

１．	施設経営法人	２
２．	ご利用施設	２
３．	事業の実施地域及び営業時間	４
４．	職員体制	４
５．	当事業所が提供するサービスと利用料金	４
６．	契約の終了について	６
７．	事故発生時の対応について	７
８．	非常災害対策について	８
９．	業務継続計画の策定について	８
１０．	高齢者虐待防止について	８
１１．	身体拘束について	９
１２．	感染症予防、まん延防止の対策について	９
１３．	苦情の受付について	９
	＜付属文書＞	１１

＊　当事業所へのご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

１．施設経営法人

（１） 法　人　名　　社会福祉法人伊賀市社会事業協会
（２） 代 表 者 名　　理事長　　藪内　　勝
（３） 法人所在地　　三重県伊賀市朝屋７３９番地の２
（４） 電 話 番 号　　０５９５－２１－５５４５
（５） 設立年月日　　昭和２３年９月１６日

２．ご利用施設

（１） サービスの種類

第１号通所事業通所型サービス（現行相当サービス）

平成３０年４月１日　　伊賀市指定第２４Ａ１２００３０２号

（２） 施設の目的

当施設は、介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通所により必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行います。そのことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の介護負担の軽減を図ります。

（３） 施設の名称　　老人デイサービスセンターなしのき
（４） 施設の住所　　三重県伊賀市朝屋７３９番地の２
（５） 電話番号　　０５９５－２２－０５０６
（６） 施設長（管理者）　永井　彰子
（７） 施設の運営方針

①在宅で介護を必要とするご利用者に対し、心身機能の保持とリハビリテーション、日常生活の活性化や社会的孤立の解消を図ります。また、ご家族など介護者の身体的、精神的負担の軽減に努めます。

②介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに基づく第１号通所事業計画を作成し、一人ひとりに寄り添った援助を行ないます。

③地域に開かれた施設として、地域との連携を一層密にすることによって、在宅における介護環境の改善を図ります。

（８） 開設年月日　　平成９年４月１日
（９） 利用定員　　２５名
(10) 建物の構造　　鉄筋コンクリート造　　２階建
(11) 建物の延べ床面積　４５９．１４㎡

(12)　事業所の周辺環境

私たちの施設は、伊賀盆地を指呼の間に望む緑豊かな丘陵地にあります。騒音もなく、日当たりは良好です。名阪国道、JR、近鉄等、交通へのアクセスも比較的便利です。

(13)　併設事業

通所介護事業　　定員２５名
平成９年４月１日　　三重県指定第２４７１２００１８４号
第１号通所事業通所型サービス（緩和した基準によるサービス）
平成２８年１１月１日　　伊賀市指定第２４Ａ１２００３０２号
介護老人福祉施設　　定員　５０名
平成１２年３月３１日　　三重県指定第２４７１２００１０１号
短期入所生活介護　　定員　２０名
平成１２年３月３１日　　三重県指定第２４７１２００１０１号
介護予防短期入所生活介護　　定員短期入所生活介護を含み２０名
平成１８年４月１日　　三重県指定第２４７１２００１０１号
通所リハビリテーション　　定員１０名
平成２０年８月１日　　三重県指定第２４７１２００７２１号
居宅介護支援事業
平成１２年３月３１日　　三重県指定第２４７１２０００７７号
盲養護老人ホーム　　定員　５０名
昭和４６年７月１日
特定施設入居者生活介護事業
平成１９年４月１日　　三重県指定第２４７１２００５８０号
訪問介護事業
平成１８年９月１日　　三重県指定第２４７１２００５４９号
第１号訪問事業訪問型サービス（現行相当サービス）
平成３０年４月１日　　伊賀市指定２４Ａ１２００２８６号
第１号訪問事業訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）
平成２８年１１月１日　　伊賀市指定第２４Ａ１２００２８６号
障害者支援施設　　定員２０名
平成１３年５月１５日　　三重県指定第２４１１２００１８７号
特定相談支援事業
平成２６年４月１日　　三重県指定第２４３１２００５６３号

障害児相談支援事業

平成２８年４月１日　　伊賀市指定第２４７１２０００７７号

３．事業の実施地域及び営業時間

（１） 事業の実施地域　　伊賀市

（２） 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（但し、年末年始〔12/31～1/3〕を除く）
営業時間	８時３０分～１７時３０分
サービス提供時間	９時００分～１６時１５分

４． 職員体制

（１） 職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	配置人員	配置基準	業　　務　　内　　容
施　設　長	１名	１名	全ての業務を統括します。
生活相談員	１名以上	１名以上	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	２名以上	２名	ご利用者の日常の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。
看護職員	１名以上	１名	主にご利用者の健康管理や日常生活上の介助等も行います。
機能訓練指導員	１名	１名	ご利用者の機能訓練を行います。
調理員	１名		給食献立を立案し、調理業務を担当します。

（２） 職員の勤務体制

職　　種	勤　務　体　制
介護職員・生活相談員・ 機能訓練指導員	８時３０分～１７時３０分　　４名以上
調理員	８時３０分～１７時３０分　　１名

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

（１） 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の法令等で定められた負担割合分が介護保険より給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

栄養士が、栄養並びに嗜好を考慮した献立を作成します。ご利用者の自立支援のため、離床し食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）　昼食：１２時１５分より

②入浴

ご利用者の希望により入浴を行います。（但し、看護師によるバイタルチェックにて異常がある場合は、入浴できません。）

③排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。

④機能訓練

ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を予防するための訓練を実施します。

レクリエーションや創作活動を通じ、ご利用者の心身機能向上に努めます。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食費

食事、おやつに係る原材料費及び調理に係る費用です。

利用料　１日当り　７００円

②おむつ代　料金　実費（おむつは、原則としてご利用者でご準備ください。）

③写真代　利用料　１枚当り　３０円

当事業所で撮影した写真を、ご利用者の希望により購入していただけます。

④レクリエーション、創作活動など　利用料金：材料代等の実費

ご利用者の希望により、レクリエーションや創作活動に参加していただくことができます。

⑤複写物　利用料金：１枚当り　１０円

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

〈サービスの利用料〉

通常の利用料は、【別紙１】のとおりです。

（３） 利用料のお支払い方法

利用料は、１か月ごとに月末締めで計算し、翌月１３日頃に請求させていただきますので、２５日までに下記のいずれかの方法でお支払ください。

①窓口での現金支払い

②下記指定口座への振込

金融機関名　　百五銀行上野支店

口座番号　　普通預金　１５０１７０

口座名義　　社会福祉法人伊賀市社会事業協会

理事長　藪内　　勝

③指定口座からの自動引落

利用月翌月の２７日に引落（金融機関が休日の場合は、翌営業日）

６．契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結日からご利用者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに、ご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下の事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、

①利用者が死亡した場合

②要介護認定により、ご利用者の心身状況が要介護度の認定を受けた場合又は自立と判定された場合

③事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤当事業所が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご利用者から契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)

⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照ください)

(１)ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する７日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、

以下の場合には、即時に契約解除することができます。

①介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合

②ご利用者が入院された場合

③ご利用者の「介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント」が変更された場合

④事業者又はサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める第１号通所事業計画を実施しない場合

⑤事業者又はサービス従事者が、守秘義務に違反した場合

⑥事業者又はサービス従事者が、故意や過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他のご利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた時又は傷つける恐れがある時に、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することがあります。

①ご利用者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご利用者が、故意又は重大な過失等により、事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ご利用者又はご利用者の家族等からの職員に対する暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為やハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずる恐れがあり、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である場合

（３） 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

７．事故発生時の対応について

事業者は、事故の発生・拡大を防止するため、次の各号にあげる必要な措置を講じます。

（１）事故が発生した場合の対応方法を定めた事故発生防止のための指針の整備。

（２）事故発生防止のための委員会を設置し、定期的に開催します。またその内容につい

ては職員に周知します。

（３）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合（ヒヤリハット）にその件について報告し、自己分析、改善内容を職員間で共有します。

（４）事故が発生し場合は速やかにご利用者の家族、市町村、その他関連機関に連絡し、必要な措置を講じます。

（５）事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者の故意、又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

８．非常災害対策

共同防火管理協議会において、非常災害に関する具体的計画を別に作成するとともに、非常災害に備えるため、想定される災害に係る避難訓練、救出その他必要な訓練を実施します。また、訓練の実施にあたり、地域の消防団や住民との連携に努めます。

９．業務継続計画の策定について

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

（１）事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します

（２）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います

１０．高齢者虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号にあげる措置を講じます。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施

（４）前３号にあげる措置を適切に実施するための担当者の設置

【　虐待防止に関する担当者：生活相談員　尾﨑　真　】

２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

１１．身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合、ご利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、緊急性・非代替性・一時性に留意し、ご利用者又は家族等に説明し同意を得た上で必要最小限の範囲内で行う場合があります。その際は、拘束の内容、目的、拘束時間、検討内容等を記録します。

１２．感染症予防、まん延防止の対策について

事業所内における感染症の予防、又はまん延しないように、次の各号にあげる措置を講じます。

（１）事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともにその内容を職員に周知します。

（２）事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１３．苦情の受付について

当事業所における苦情や相談は、以下の苦情受付担当者がお受けします。

- 苦情受付時間　　午前８時３０分～午後５時３０分
- 苦情受付担当者　　生活相談員　　尾﨑　　真
- 苦情解決責任者　　センター長　　永井　彰子
- 電話番号　　０５９５－２２－０５０６

（１）　第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方々を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。ご利用者は、当事業所への苦情やご意見について、第三者委員に相談することができます。

≪第三者委員≫

氏　名	連絡先電話番号
竹　内　佐千子	０５９５－２６－３９３９
塚　本　初　子	０５９５－２１－３９９１
石　山　淑　子	０５９５－２１－２７６６

（２）　行政機関その他苦情受付機関

伊賀市　介護高齢福祉課	所在地	三重県伊賀市四十九町３１８４番地
	電話	０５９５－２６－３９３９
	ＦＡＸ	０５９５－２６－３９５０
	受付時間	午前８時３０分～午後５時１５分 （土・日・祝は除く）
三重県国保連合会 介護保険課　苦情処理係	所在地	三重県津市桜橋２丁目９６番地 三重県自治会館内
	電話	０５９－２２２－４１６５
	ＦＡＸ	０５９－２２２－４１６６
	受付時間	午前９時～午後５時（土・日・祝は除く）
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	三重県津市桜橋２丁目１３１番地
	電話	０５９－２２４－８１１１
	ＦＡＸ	０５９－２１３－１２２２
	メール	anshin@miewel.or.jp
	受付時間	午前９時～午後５時（土・日・祝は除く）

〈　重要事項説明書付属文書　〉

１．契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの内容を踏まえ、契約締結後に作成する第１号通所事業計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

①	当事業所の担当者が、第１号通所事業計画の原案作成のために、事前にカンファレンスを実施します。

⇩

②	担当者は、第１号通所事業計画の原案について、ご利用者及びご家族に説明し、同意を得たうえで決定します。

⇩

③	担当者は、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントが変更された場合、若しくはご利用者及びご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認します。その必要がある場合には、ご利用者及びご家族等と協議して、第１号通所事業計画を変更します。

⇩

④	第１号通所事業計画が変更された場合には、ご利用者に対し書面を交付し、その内容を確認していただきます。

２．サービス提供における事業者の義務

当事業所は、サービス提供にあたり次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

②ご利用者の体調、健康状態をみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご利用者から聴取、確認のうえサービスを実施します。

③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管します。ご利用者あるいは代理人が請求した場合には閲覧に応じ又は複写物を交付します。

④ご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者に対する身体拘束、その他の行動を制限する行為を行いません。
⑤事業者及びサービス従事者は、守秘義務を有し、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者及びご家族に関する個人情報を、正当な理由無く第三者に漏らしません。その守秘義務は、サービス提供の契約終了後及びサービス従事者又は従業者が退職後も同様とします。なお、個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の使用にかかる同意書」をご確認ください。
⑥事故等が発生した場合、市町村、ご利用者のご家族、ご利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
⑦天災その他の災害が発生した場合、従業者等はご利用者の安全を第一に避難等の適切な措置を講じます。

３．サービスご利用者に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、下記の事項をお守りください。

①ご利用前の健康診断書の提出

共同生活の場として、ご利用者の健康チェックをさせていただきます。必要あれば感染症の有無等を含む健康診断書を提出していただきます。

②ご利用中止の連絡について

ご利用の予約をキャンセルされる場合は、３日前までにご連絡ください。正当な理由のない突然の利用中止については、食費等を請求させていただく場合があります。

③食事

食事(おやつ)が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までにお申し出があった場合食費が免除されます。

④施設・設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。

故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり汚したりした場合は、ご利用者の自己負担で原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当施設、敷地内において、宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

⑤喫煙

当施設内では、喫煙スペース以外での喫煙はできません。

事業者は、第１号通所事業通所型サービス（現行相当サービス）の提供の開始に際し、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

住　所：三重県伊賀市朝屋７３９番地の２
名　称：社会福祉法人伊賀市社会事業協会
　　老人デイサービスセンターなしのき
代表者：　センター長　永井　彰子

説明者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、第１号通所事業通所型サービス（現行相当サービス）の提供開始に同意しました。

契約者（利用者）　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

契約代理人　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

利用者との続柄：＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者欄を契約代理人が代筆した場合その理由

①利用者は、身体障がいにより自筆出来ないため。

②利用者は、認知症により自筆出来ないため。

③その他　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿